

# 情報共有 意見交換のページ

ぎかいだよりの創刊から2年、やっと第10号の発行となりました。ありがたいことに読者の皆様からご意見やご質問が寄せられるようになりました。

主なご意見やご質問に対し、議会の考え方を掲載させていただきます。

**党派分裂の記事は載せる必要があるのか？**

マスコミ報道もあり、議会の中にもさまざまなお意見がありました。が、すべてをオープンにするという議会改革の趣旨に則り会派の了承を得たうえで掲載しました。

**議会運営委員会とは？**

議会運営委員会は議会運営を円滑に行うことを目的として条例で設置するもので、地方自治法には左記のように明記されています。

- 第109条の2  
議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。
- 一 議会の運営に関する事項
  - 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
  - 三 議長の諮問に関する事項

**議長の諮問機関とは？**

議会の運営について議長の依頼により審議・調査を行い意見を議長に述べる機関。

**議会の人事はどうやっておこなわれる？**

議長・副議長の人事について、従来は最大会派が「大人の対応」として全体の調整を図ってきましたが、これからは市民に見える形として所信表明会を行った上で本会議での選挙という試行を重ねていくところです。

**ぎかいだよりの発行は必要か？**

議会には市民に対する報告義務があり、その手段として定例が終わるごとに年4回発行しています。また、議員の個人報であれば都合の悪いことは掲載しないという判断もあり得るわけですが、二元代表の一翼を担う議会として紙面

はすべて議員の手作りでありのままを掲載しています。

**印刷・配布の費用は？**

平成23年度から議員定数を12人減員したことにより生じた議会費予算のなかから最小限に抑えて支出しています。



今後も皆様からのご意見に真摯に耳を傾けながら、市民に開かれたわかりやすい議会として改革を進めるためのツールとしてぎかいだよりを発行してまいります。  
※無記名の投書については新聞等の各メディアと同様、扱うことができませのでご了承ください。

## お知らせ

### 議会改革度ランキングで 全国第4位に！

議会の役割や責務を体系的に規定した議会基本条例の制定や、本会議一般質問における「二問一答方式」の導入、CATV・インターネットによる議会中継や議事録の公開、市民意見交換会など議会の動きが分かりやすくなっている点が評価されたと受け止めています。今後も改革を進める予定です。

#### 議会改革度調査 2012ランキング

早稲田大学マニフェスト研究所

総合順位	都道府県	議会名
1	三重県	三重県議会
2	鳥取県	鳥取県議会
3	福島県	会津若松市議会
4	岐阜県	高山市議会
5	宮城県	宮城県議会
6	千葉県	流山市議会
7	新潟県	上越市議会
8	京都府	亀岡市議会
9	東京都	町田市議会
10	三重県	伊賀市議会
~	~	~

(1,371議会が回答)

民間企業では積極的な情報公開によって社会的責任を果たし、顧客をはじめとする関係者や企業、社会とよりよい関係を築こうと努力されています。

高山市議会も、「たとえマイナス情報であっても公開していくことが市民の信頼感の向上につながる」と信じ、市民の皆様との情報共有に努めているところです。